

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2024・5・10

## 「漫画村」の元運営者 ▼東京地裁▼

### 海賊版で17億円の賠償命令

海賊版サイト「漫画村」(閉鎖)で漫画を不正に公開されたとして、出版大手3社が元運営者に約19億円の損害賠償を求めて共同提訴した訴訟で、東京地裁は、元運営者に約17億円の支払いを命じた。

この裁判は小学館、集英社、KADOKAWAの3社が、海賊版サイト「漫画村」に「ONE PIECE(ワンピース)」などの人気漫画17作品を無断で掲載され損害を受けたとして、元運営者に賠償を求めたもの。3社はこれらの作品に5億回以上のアクセスがあったとして、受けた損害の一部、19億円の支払いを求めている。

判決は、漫画村が無断で作品を公開したことで、電子配信された作品を購入したと同一状態がウェブ上に作られたと認定。17作品が無断公開された17年6月～18年4月の作品1巻当たりの平均アクセス数に、単行本の販売価格を掛け合わせて損害額を算定した。

## ヤフーへ広告配信を制限 ▼公取委▼

### 米グーグルに行政処分

公正取引委員会は、米グーグルが「検索連動型」と呼ばれるインターネット広告の配信事業で、競合するLINEヤフーの事業を不当に制限した疑いがあるとして、独占禁止法に基づき行政処分を科したと発表した。

「検索連動型」のインターネット広告は、検索エンジンに打ち込まれたキーワードに関連した広告が、サイトなどに自動的に表示されるサービスで、米グーグルが日本国内でも圧倒的なシェアを持っている。LINEヤフーは2010年以降、米グーグルから技術提供を受ける形で、サービスを展開している。

公取委によると、技術面や国内シェアで優越的な立場にある米グーグルは、2015年9月2日から2022年10月31日までの約7年間、LINE

ヤフー側への技術提供を制限。この結果、LINEヤフー側はポータルサイトへ検索連動型広告を配信することが困難になったとしている。公取委は、こうした行為は独禁法上問題となる恐れがあるとして、2022年から審査を行ってきた。

米グーグルは公取委に対して事実関係を認めたくて、改善計画である「確約計画」を提出。公取委がこの計画を認定したことにより、重い行政処分である排除措置命令や課徴金納付命令などは免除された。

## AI利用に関する特許法上の保護 当面は現行法を変更せず(特許庁)

特許庁は、「AI(人工知能)を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果を発表した。

生成AIの急速な進化に伴い、AIを活用した発明の特許出願が今後増える見込まれることから、特許庁は、AIに関する出願実績やAI技術のある企業、研究機関などを対象にアンケートを実施したほか、公表情報や聞き取りによる調査も実施。収集した情報や意見を踏まえ、有識者委員会で議論し、結果を取りまとめた。

それによると、創作過程でのAIの利活用の拡大によって生じる特許審査の実務上の課題については、出願時の技術常識や研究開発のための通常の技術にAIが含まれることなどを考慮すれば、現時点では従来の特許法による創作の保護のあり方を変更・見直すべき特段の事情はないと結論づけた。

一方で、今後AIがさらに発展することにより、技術分野を超えて発明を組み合わせることが容易になるなど、進歩性の動機付けなどの実務に影響を与える可能性がある指摘している。

特許庁は、AI技術の急速な発展を注視しつつ、AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関して検討を進めるとしている。

## 解説

進歩性の判断(引用発明との間の相違点の認定、論理付け)  
知的財産高等裁判所 令和5年(行ケ)第10056号  
承継参加申立事件 令和6年3月25日判決言渡

## 第1 事案の概要

発明の名称を「ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過」とする特許第5754860号(本件特許)に対する特許無効審判請求事件(無効2021-800005号)において、発明の進歩性を認めて請求棄却としていた特許庁審決(本件審決)が取り消されたものである。

進歩性判断の対象となった本件特許の請求項1記載の発明(本件発明)は以下の通りである。

## 【請求項1】

スクアレン含有水中油型エマルジョンを製造するための方法であって、該方法は、  
(i) 第1の平均油滴サイズを有する第1のエマルジョンを提供する工程；  
(ii) 該第1のエマルジョンを微小流動化して、該第1の平均油滴サイズより小さな第2の平均油滴サイズを有する第2のエマルジョンを形成する工程；および  
(iii) 該第2のエマルジョンを、0.3 $\mu\text{m}$ 以上の孔サイズを有する第1の層と0.3 $\mu\text{m}$ より小さい孔サイズを有する第2の層とを含む親水性二重層ポリエーテルスルホン膜を使用して、濾過し、それによって、スクアレン含有水中油型エマルジョンを提供する工程、を包含する、方法。

本件審決は、甲11(Humana Press, Inc.発行の「Methods in Molecular Medicine」42巻(2000年)の211~228頁に掲載された「The Adjuvant MF59: A 10-Year Perspective」(Gary Ottら著)に記載された発明(甲11発明)と本件発明との間の相違点1を次のように認定した。

## (相違点1)

濾過で使用される「膜」が、本件発明では、「0.3 $\mu\text{m}$ 以上の孔サイズを有する第1の層と0.3 $\mu\text{m}$ より小さい孔サイズを有する第2の層とを含む親水性二重層ポリエーテルスルホン膜(親水性二重層PES膜)」であるのに対し、甲11発明では、「0.22 $\mu\text{m}$ の膜であって、上記の構成の膜であることの規定がない点。

その上で、本件審決は、「当事者は、本件発明と引用発明との相違点に係る本件発明の構成に容易に想到し得たといえず、かつ、本件発明は、予期し得ない優れた効果をもたらす」と判断していた。

ここでは、甲11発明に基づく本件発明についての進歩性判断に関する部分のみを紹介する。

## 第2 判決

- 1 特許庁が無効2021-800005号事件について令和5年2月20日にした審決中、特許第5754860号のうち特許請求の範囲の請求項1から36まで及び38から54までに係る特許についての特許無効審判請求は成り立たないとした部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は承継参加人の負担とする。
- 3 承継参加人のため、この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

## 第3 理由

## 本件発明と甲11発明との間の相違点

本件発明と甲11発明とを対比すると、両者の間には、次の相違点Aが存在するものと認められるのが相当である。

## (相違点A)

濾過工程について、本件発明においては、「0.3 $\mu\text{m}$ 以上の孔サイズを有する第1の層と0.3 $\mu\text{m}$ より小さい孔サイズを有する第2の層とを含む親水性二重層ポリエーテルスルホン膜を使用して、濾過」する工程と特定されているのに対し、甲11発明においては、「バルクエマルジョンを窒素下で0.22 $\mu\text{m}$ 膜に通して濾過し、大きな粒子を取り除いて、平均粒径が約150nm、1.2 $\mu\text{m}$ 以上の粒子がml当たり0.2 $\times$ 106個程度であるMF59C.1アジュバントエマルジョンの50L規模のバルクを手に入れる工程、得られたアジュバントエマルジョンのバルクを0.22 $\mu\text{m}$ 膜に通して滅菌濾過する工程」と特定されている点。

甲11記載の発明につき、上述したとおり認定すべきであるから、本件発明と甲11記載の発明との間に本件審決が認定した相違点1が存在するとの主張は採用することができない。

## 相違点Aに係る本件発明の構成の容易想到性

## 周知技術の認定

丙4(甲15)(Sartorius社が2007年に発行した製品カタログ)の記載によると、本件製品(本件発明の要件を満たす親水性二重層PES濾過膜「Sartopore® 2」)は、孔サイズが0.45 $\mu\text{m}$ である予備濾過膜及び孔サイズが0.2 $\mu\text{m}$ である最終濾過膜からなる親水性異質二重層ポリエーテルスルホン膜を備えるものであると認められる。また、証拠及び弁論の全趣旨によると、本件製品は、本件優先日当時に市販されており、本件製品が備える上記の膜は、本件優先日当時の当事者に広く知られていたものと

認められる(なお、参加人も、この点を特段争うものではない)。したがって、本件製品の上記の膜を用いて濾過を行うことは、本件優先日当時の周知技術(本件周知技術)であったものと認めるのが相当である。

## 本件周知技術の引用発明への適用

相違点Aに係る本件発明の構成と本件周知技術とを比較すると、本件周知技術は、相違点Aに係る本件発明の構成に相当するものであるから、以下、本件優先日当時の当事者において、甲11発明に本件周知技術を適用し(本件適用)、相違点Aに係る本件発明の構成に容易に想到し得たか否かについて検討する。

## 本件適用に係る動機付けの有無

## 技術分野

本件周知技術は、甲11発明が属する技術分野を包む技術分野に属する技術であると認められるのが相当であり、甲11発明と本件周知技術とは、その属する技術分野を共通にするといえる。

## 甲11発明が有する課題

甲11には、本件適用を動機付けるような課題の記載はみられない。

しかしながら、証拠(甲20、甲65の記載)によれば、ワクチンアジュバントのエマルジョンの製造に用いられる濾過膜については、その品質を向上させるため、①細菌を効果的に保持すること、②総処理量が大きいこと及び③流速が妥当なものであることが求められているものと認められ、それのみならず、そもそもワクチンアジュバントのエマルジョンの製造に用いられる濾過膜において、上記①から③までの要請が達成されることにより当該濾過膜の品質の向上につながることは、これらの要請の内容に照らし、本件優先日の当事者にとって自明であったといえるべきである。したがって、甲11発明には、これらの要請を達成するとの課題(本件課題)が内在しており、甲11発明に接した本件優先日当時の当事者は、甲11発明が本件課題を有していると認識したものと認められるのが相当である。

## 本件課題の解決手段

証拠(丙4、甲65の記載)及び弁論の全趣旨によると、本件製品が備える親水性異質二重層ポリエーテルスルホン膜をワクチンアジュバントのエマルジョンの製造(濾過)に用いることにより、本件課題をいずれも解決することができるものと認められるのが相当であり、本件優先日当時の当事者において、甲11発明に本件周知技術を適用する動機付けがあったものと認められるのが相当である。

## 本件適用に係る阻害要因の有無

本件周知技術における予備濾過膜の孔サイズが0.45 $\mu\text{m}$ であることは、本件適用に係る阻害要因ではなく、その他、本件適用に係る阻害要因があるものと認められるに足りる証拠はない。

以上のとおりであるから、本件優先日当時の当事者は、甲11発明に本件周知技術を適用することにより、相違点Aに係る本件発明の構成に容易に想到し得たものと認められるのが相当である。

## 本件発明が奏する効果

本件明細書の実施例4の【表3】中の回収率の低いものとして比較対象となる膜の材質や孔サイズは本件明細書中では十分に開示されておらず、仮に事後的に甲36において示された材質や孔サイズを前提としたとしても、例えば、フィルタ2とフィルタ7を比較すると、同じ孔サイズの場合、最終フィルタの材質がPES(親水性二重層ポリエーテルスルホン膜)であるものよりもPVDF(PESではない親水性二重層フィルタ)であるものの方が回収率が高くなっているなど、これらのデータだけでは、顕著な回収率が本件発明に係る親水性二重層ポリエーテルスルホン膜の効果によるものであるとの証明がされているとはいえない。

それのみならず、証拠(丙4)の記載、本件製品の膜が95%閉塞するまでにおける総処理量が約90kgである旨のグラフ等によると、本件製品を用いて50L程度のエマルジョンを濾過した場合、膜の詰まりの程度が低く抑えられ、本件明細書に記載された程度の高い回収率を実現し得ることは、本件優先日当時の当事者にとって容易に理解し得たものと認められるのが相当である(なお、本件明細書の段落【0197】も、実施例4における低回収率の原因は膜の詰まりであるとしている)。

以上によると、本件各要件を全て満たす親水性二重層ポリエーテルスルホン膜を使用した場合と当該膜を使用しない場合とを比較し、前者の場合に得られる本件効果が当事者において予測することができない顕著なものであったとする主張の妥当性には疑問がある上、参加人が主張する本件効果は、甲11発明に本件周知技術を組み合わせた構成(本件発明の構成)が奏するものとして本件優先日当時の当事者が予測することのできないものであったと認められることはできず、また、当該構成から当該当事者が予測することのできる範囲の効果を超える顕著なものであったと認められることもできないといえるべきである。

以上のとおりであるから、本件発明は、本件優先日当時の当事者において甲11発明に基づき容易に発明をすることができたものであり、進歩性を欠くものである。これと異なる本件審決の判断は誤りである。

## 第4 考察

進歩性の存在を認めた特許庁審決が誤りであるとして取り消された判決である。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

## 特許出願件数が3.7%増 コロナ禍前の水準に戻る

■「特許庁ステータスレポート2024」■

特許庁は、最新の統計情報や知財の動向などを記載した「特許庁ステータスレポート2024」を公表した。

ステータスレポートは、特許庁が知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願、審査、訴訟などに関する統計情報などを取りまとめた年次報告書。今回は、この中から特許・意匠・商標の出願状況と審査期間を紹介する。

### <特許出願件数が3.7%の大幅増>

2023年の特許出願件数は300,133件、意匠出願件数は31,747件、商標出願件数は164,061件だった。

特許庁が受け付ける特許出願件数が30万件を越えるのは2019年以来4年ぶりとなる。2019年の特許出願件数は307,969件で、以降、2021年の289,200件まで漸減し、2022年に289,530件と前年から微増していた。

2020年、2021年はコロナ禍という事情があった。

30万台台への回復は、コロナ禍の前によく戻ったといえる。

2005年に413,006件であった特許出願件数は、その後多少の増減を繰り返しながら一貫して減少してきた。2023年の特許出願件数300,133件は前年比3.7%増で、対前年比で大幅な増加となる。

また、中小企業の特許出願件数をみると、レポートには2022年の実績までしか記載されていないが、2022年の中小企業の特許出願件数は、39,648件で、前年の37,875件より1,773件増加しており、こうした傾向がどのようになるのか注目される。

### <一次審査通知（First Action）までの期間（FA期間）と権利化までの期間>

特許の2023年のFA期間は平均10.0か月。権利化までの期間は平均14.7月。

商標の2023年のFA期間は平均5.4か月。権利化までの期間は平均6.9か月。

意匠の2023年のFA期間は平均6.0か月。権利化までの期間は平均7.0か月。

・「特許庁ステータスレポート2024」

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2024/matome.html>



## 営業秘密の侵害事件、 過去2番目に多い摘発

■警察庁■

警察庁は、「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等」を発表した。

それによると、2023年に全国の警察が受理した企業情報の持ち出しなど営業秘密侵害に関する相談件数は前年比19件増の78件で、統計を取り始めた13年以降で最多となった。また、営業秘密侵害事件の摘発件数は26件で、最多だった22年に次いで2番目に多い摘発となった。

警察庁は、転職など人材の流動化が進んでいる

ことや営業秘密に対する企業側の意識の高まりなどから、摘発・相談件数が高水準になっているとみている。

### <改正不正競争防止法による営業秘密保護の強化>

本年4月に施行された改正不正競争防止法では、営業秘密の保護が強化された。

営業秘密を使用された被害企業が損害賠償請求を行う場合、被害側にとって、侵害者（被告）が営業秘密を実際に使用していることを立証するのは非常に困難である。

そこで、改正不正競争防止法では、営業秘密を使用された被害側が営業秘密を不正に取得されたこと、そして、その秘密を使って生産できる製品を相手企業が作っているという2点を立証できれば、損害賠償を請求できるようになった。

# 審 決 紹 介

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第4号に該当しない、と判断された事例（不服2023-2036、令和6年2月8日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和4年4月4日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和4年6月3日付け：拒絶理由通知書

令和4年8月25日付け：意見書の提出

令和4年9月27日付け：拒絶査定

令和5年1月19日付け：審判請求書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成よりなり、第30類「菓子（果物・野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要点

原審において、「本願商標は、「高林堂」の文字を毛筆風の書体により縦書きで表示しているものであるが、毛筆風の書体により縦書きで書ける手法は、商品の宣伝広告のために文字を強調させる手法として一般的に行われており、格別の特長な態様とまではいえず、商品の取引上、一般に用いられる範囲にとどまるものというものが相当である。そして、その構成中の「高林」の文字は、姓氏の一つであって、我が国においてありふれた氏の一つであり、また、その構成中の「堂」の文字は、商号や屋号に慣用的に付される語であるから、本願商標は、全体として、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標といえる。また、意見書に添付された証拠によれば、オンラインショップ等において、本願商標に係る指定商品が取引されていたことが何えるものの、実際に使用している商標の態様、使用数量（生産数、販売数）、使用期間及び使用地域、広告宣伝の方法、期間、地域及び規模等が正確である資料が相当たらないため、本願商標が使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものとして認めることはできない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当する。」旨認定、判断し、拒絶したものである。

## 4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり「高林堂」の文字を毛筆風の書体で縦書きしてなるところ、本願の指定商品である菓子を取り扱う業界では、店の屋号を表す文字に、毛筆風の書体を使用することが一般に行われており、また、本願商標の毛筆風の書体も、例えは、字書（株式会社二女社「大書源」）には、本願商標と近似した書体が掲載されている。

これらのことからしても、本願商標は、普通に用いられる方法の域を脱するものとはいえない。

次に、本願商標の構成中、「高林」の文字は「[こーりん] 種子を挿し木で育て、伐期になるまで40～50年かかる林。」の意味を、「堂」の文字は「商店の屋号又は人の雅号などに添えていう語。」等の意味（いずれも「広辞苑第7版」株式会社岩波書店）を有する語である。

ところで、当審における職権調査によれば、「高林」を姓氏とする者について、全国件数は2,809件、全国順位は1,176位（「姓名分布＆ランキング」のウェブサイト（<http://www.2nipponsoft.co.jp/blldoko/index.asp>））の記載、また、読みは、「たかばやし」であって、全国順位は1,198位、全国人数はおおよそ14,500人（「名字由来net」のウェブサイト（<https://myoji-yurainet/main.html>））との記載が見受けられる。そうすると、「高林」の文字が姓氏の一つとして認識される場合があるとしても、当該文字が「[こーりん] 種子を挿し木で育て、伐期になるまで40～50年かかる林。」の意味を有する成語であることに加え、当該文字を姓氏とする者の数が、全国的にみてもその順位や数がさほど多くとはいえないことを踏まえれば、「高林」の文字からは、一義的に「タカバヤシ」と称する「高林」の姓氏を想起するものとはいえない。

してみれば、本願商標は、単にありふれた氏と「商店の屋号又は人の雅号などに添えていう語。」である「堂」の文字からなるありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえないものであって、自他商品の識

別認識としての機能を果たすものというのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2023-2300、令和6年2月15日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和4年5月12日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和4年9月7日付け：拒絶理由通知書

令和4年10月11日付け：意見書の提出

令和4年11月10日付け：拒絶査定

令和5年2月10日付け：審判請求書の提出

別掲 本願商標



Amasake

## 2 本願商標

本願商標は、別掲の構成よりなり、第30類「甘酒」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要点

原審において、「本願商標は、「A」及び「Amasake」の欧文字とを二段に書き添えてなるところ、その構成中の「A」の文字は、「英語アルファベットの第1字（母音字）」の意味を有し、商品の品番、等級、品質等を表す記号、符号として用いられているアルファベット文字の一字又は二字の一類型と認められる。また、構成中の「Amasake」の文字は、「白米の固めのかゆに米こうじをませ、発酵させて作る甘い飲物。」の意味を有する「甘酒（あまさけ）」と同義の語として使用されている「あまさけ」のローマ字表記を容易に認識させるものであるから、本願商標は全体として「A品番の甘酒」程度の意味が認識される。そして、本願の指定商品の分野において、多数の業者により、「あまさけ」及び「AMASAKE」の文字が、本願の指定商品「甘酒」に使用されている実情がある。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「A品番の甘酒」ほどの意味合いを表現したものと容易に理解、認識させるものであって、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、拒絶したものである。

## 4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、大きく表した欧文字「A」の下段に、当該文字よりもかなり小さくかつ当該文字と両端をそろえた「Amasake」の文字を配したものであり、視覚上、まとまりよく一体的に取看されるものである。

そして、本願商標の構成中、「Amasake」の文字は「白米の固めのかゆに米こうじをませ、発酵させて作る甘い飲物。」を意味する「甘酒（あまさけ）」（『デジタル大辞泉』株式会社小学館）の同義語として使用されている「あまさけ」をローマ字表記したものと容易に認識し得るものであるから、本願の指定商品を表したものと認められる。

また、一般に欧文字1字若しくは2字が、商品の品番、型式等を表すための記号、符号等として使用される場合があるとしても、当審における職権調査によれば、本願の指定商品との関係において、商品名よりも相当に大きな文字で表され、当該商品名の上段に配された欧文字1字が、商品の品番等を表す記号等として一般に使用されているといった取引の事情は見いだせない。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標を商品の品番等と商品名との組み合わせとして認識するというよりは、むしろ、かかる構成及び取引の実情からその構成全体をもって商品の出所を表示するものとして、認識、把握されるとみるのが自然である。

さらに、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないと認識する事情も発見できなかった。

してみれば、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえないといふべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和39(1964)年	商標登録第 654605号～第 657137号
49(1974)年	商標登録第1091108号～第1094299号
59(1984)年	商標登録第1718110号～第1727289号
平成6(1994)年	商標登録第2696905号～第2698800号
平成6(1994)年	商標登録第3006386号～第3008585号
平成16(2004)年	商標登録第3371460号
平成16(2004)年	商標登録第4806203号～第4814815号
平成26(2014)年	商標登録第5706039号～第5715543号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なのは5月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和6年2月分	22,647	12,649
前 年 比	98%	92%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。